

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 7 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成 2 7 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 7 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8名）

委 員 長 林 七 巳

副委員長 島 田 和 雄

委 員 林 正一郎

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

委 員 米 本 弥一郎

委 員 高 橋 秀 典

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 員 林 晴 道

説明のため出席した者（26名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

環 境 課 長 浪 川 昭

保険年金課長 渡 邊 満

健康管理課長 加 瀬 幸 重

社会福祉課長 加 瀬 恭 史

子育て支援課 大 矢 淳

高齢者福祉課 宮 内 隆

病院事務部長 飯 塚 正 志

庶務課長 角 田 和 夫

学校教育課長 石 見 孝 男

生涯学習課長 高 木 昭 治

体育振興課長 加 瀬 英 志

病院経理課長 土 師 学

病院総務課 人 事 課 長 河 北 隆

病院医事課長 片 見 武 寿

その他担当
職員 11名

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局次長 高 安 一 範

副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（林 七巳） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、きょうはこのような悪天候の中、皆さん健康管理に留意していただきたいと思います。

それではここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席人数は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開催いたします。

なお、林晴道議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解お願いいたします。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

それでは、本日の文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

師走に入り、今年も残すところ半月余りとなりました。震災復興事業として、昨年度から建設を進めておりました飯岡中学校が今月完成し、3学期より新校舎での生活をスタートする運びとなりました。来年1月27日には竣工式が举行されますので、公私ともにご多忙とは存じますが、皆様におかれましてはご臨席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、ただいまありましたように全部で3議案でございます。まず予算関係で、議案第1号の平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第2号の平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてであります。それと、条例関係で1議案で、議案第7号の旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部といたしましては、委員の皆様

様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 七巳） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款3項5目障害児福祉費、説明欄1の障害児通所等給付費2,436万円の増ですが、当初の見込みより利用者数、利用件数が増加したため、補正をお願いするものであります。障害児通所等給付費の中には、内訳として5つの給付費がございますが、そのうち、増加の著しい3つの給付費について、給付費ごとにご説明いたします。

まず1つ目は、障害児相談支援給付費で、障害児支援サービスの支給決定前に利用計画を立てるものです。当初、利用人数を80人としておりましたが、103人の利用が見込まれ、利用件数も増加し、利用金額は1.36倍の伸び率となっております。

次に、2つ目は、児童発達支援給付費で、就学前の児童の集団生活への適応訓練のためのものです。当初、利用人数を40人としておりましたが、54人の利用が見込まれ、やはり利用件数も増加して、利用金額は1.47倍となっております。

3つ目は、放課後等デイサービス給付費で、授業終了後や休日に学校施設で生活能力向上のための訓練などを支援するためのものです。当初、利用人数を43人としておりましたが、51人の利用が見込まれたため、利用件数も増加し、利用金額は1.4倍となっております。

これらの利用者の増によりまして、障害児通所等給付費は2,436万円の増加を見込み、補正をお願いするものであります。

次に、これらの歳出に対する歳入についてご説明いたします。

9ページをご覧いただきたいと思います。

13款1項1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費国庫負担金は1,202万円ですが、歳出の2分の1を国から補助していただくものであります。

また、その下の14款1項1目県支出金、1節児童福祉費県負担金は6,010万円ですが、歳出の4分の1を県から補助していただくものであります。

以上で、議案1号の社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

17款繰入金1項1目介護保険事業特別会計繰入金、説明欄1の介護保険事業特別会計繰入金2,755万1,000円でございますが、平成26年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業特別会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

3款民生費2項3目生活支援費、説明欄1の地域包括支援センター運営事業、13委託料の181万1,000円でございますが、要支援者数が当初の見込みよりも増加しているため、このままでは介護予防給付ケアプランの作成費用が不足するため、補正するものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書、13ページをお開きください。

3款3項6目、説明欄1の保育所指定管理委託事業1,121万円ですが、干潟保育所の指定管理料につきまして、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、公定価格と言われる保育に要する費用の算定に、保育士の処遇改善に係る費用など新たな加算が加わったことにより基準額が増額となり当初予算額では不足するために、補正でお願いするものであります。

同じく、3款3項6目、説明欄2、民間認可保育所運営費給付事業6,259万9,000円ですが、干潟保育所指定管理料と同様に、保育に要する費用の見直しにより当初予算額では不足するため、補正でお願いするものであります。内訳の13節委託料の管外保育委託料850万1,000円は、旭市の児童の保育を市外の保育所に委託する費用に係るものです。父母の勤務の都合などで、特別に匝瑳市や銚子市など市外の保育所を利用している場合があります。施設型給付費5,409万8,000円は、市内の民間の保育園5か所の委託料に係るものです。

財源につきましては、国・県の負担金の増額が見込めないために、一般財源としております。これは、国・県の負担金は、児童の年齢や保育所の利用定数などから算定される公定価格から、国の徴収基準に基づく保育料の額を差し引いた額が対象となりますが、当初予算編成時におきまして、これらの基準額が不確定であったことなどによりまして、国・県の負担額を過大に見込んでしまったことによるものです。

以上で、議案1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の14ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

下段の10款教育費2項小学校費1目学校管理費、説明欄1の小学校大規模改造事業1億1,426万5,000円は、来年度に実施を予定しておりました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事です。工事は、地震による天井等の落下防止と老朽箇所の補修を行うもので、来年度からは有利な財源が得られないことから、文部科学省に要望したところ平成27年度前倒しの採択を受けましたので、今回、補正をさせていただくものです。

次に、戻りまして、補正予算書の4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になります。

10款教育費2項小学校費、事業名、小学校大規模改造事業につきましては、歳出でご説明いたしました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事の前倒しの工事であり

まして、年度内に工事を完成させるための工期確保が困難なため、事業費を翌年度に繰り越すものです。

次の行の10款教育費 3 項中学校費、事業名、飯岡中学校改築事業につきましては、飯岡中学校の校舎移転後の解体工事でありまして、こちらも年度内に工事を完成させるための工期確保が困難なため、事業費を翌年度に繰り越すものです。

次に、5 ページをお願いします。

地方債補正（変更）であります、借入れ限度額の設定を変更いたしました。小学校大規模改造事業は、今回、予算計上いたしました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事の補正に伴い、増となったものです。

補正予算書の9 ページをお願いします。

歳入になります。

中段の13款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目教育費国庫補助金は、説明欄 1 の学校施設環境改善交付金4,127万7,000円は、前倒しによる飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事に係る交付金で、交付決定により増となったものです。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

下段の20款市債 1 項市債 6 目教育債は、説明欄 1 の小学校大規模改造事業債7,300万円は、こちらも飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事事業に伴うもので、事業債が増となったものです。

以上で、議案第 1 号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、議案第 1 号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、そのうち学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。

歳入になります。

16款 1 項 6 目、説明欄 1 の教育総務費寄附金100万円ですが、このたび市内在住の匿名の男性から、市内で経済的に大変なため教育がおろそかになってしまう子どもたちへ少しでも応援の足しにしてもらいたいとのお気持ちから寄附がございましたので、補正をお願いするものであります。

次に、歳出になります。

補正予算書の14ページをお開きください。

10款1項2目、説明欄1の育英基金積立金として、教育総務費寄附金と同額100万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案1号、学校教育課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（林 七巳） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

16款1項6目教育費寄附金、説明欄1、社会教育費寄附金500万円ですが、先般、9月25日に有限会社ブライトピック代表取締役、志澤勝様より、文化振興事業に対しまして篤志寄附500万円をいただきましたので、歳入補正するものであります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の15ページをお開きください。

10款4項2目文化振興費、説明欄1、文化振興基金積立金へ500万円を計上し、文化振興基金へ積み立てるものであります。

以上で、議案第1号、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） すみません。ただいまの補足説明で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

9ページになります。

歳入ですけれども、一番下の県費です。児童福祉費県負担金6,010万円と申し上げましたが、すみません、601万円で歳出の4分の1でございます。訂正いたします。失礼しました。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

13ページになりますが、3款3項5目障害児福祉費のうちの説明欄1、障害児通所給付費についてちょっとお伺いします。

各種サービスの利用者の増ということですが、その増加の背景としてどういったことが考えられるのかということが一つと、もう一つ、そのうち放課後等デイサービスについ

てですけれども、これは学校で放課後等に実施ということで伺いましたけれども、その各学校での実施状況をお伺いしたいと思います。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） この児童につきましては、相談から始まりまして、事業所の数がある程度増えてきたということと、市のほうの発達支援もそうなんです、3年目というように、なれてきて利用者が増えてきた。あるいは、周知されてきて、そういうところで利用する方が増えてきたのが傾向だろうと思います。ただし、障害者の数が大幅に増えているということではありませんので、どこかの時点で高どまりと言いましょうか、そういったことは今後あるのかなと思っておりますが、ちょっと3年目ということで、増が見込まれたことでございます。

それとあと放課後デイでございますが、放課後デイ、学校が想像しているのは一般に健常者の方でありまして、ここでは障害をお持ちの方ということで、各事業所で受けているというのが現状でございます。事業所の数ですけれども、放課後デイにつきましては11施設ございまして、市内に3か所ございます。そのような施設で行っておりますが、ちょっと施設ごとの利用はちょっと手元に資料がございませんので、すみません。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 3点ほどお伺いしたいんですけれども、まず13ページの民生費ですか。

民生費の生活支援費です。要支援の増ということでありますけれども、予算書をちょっと見ますと、前年よりマイナスで予算が立てられていたんですが、どのくらい人数が増えたのか、見通しとしてはどういうことを考えていたのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

それと次に、同じページの民生費の中の保育所費ですけれども、ただいま説明をお伺いしましたところ、運営費負担金の基準額につきましては説明がありましたけれども、保育士の処遇改善といったようなこと等によりまして増額されたと。新たな子育て制度によりまして、保育士の処遇改善といったようなことでこの予算が増額されたというような説明がありましたけれども、これにつきましては、以前も国の予算で、民間保育所の保育士の処遇改善といったような予算がありましたけれども、それが今度こういう新制度に移行されたのかどうか、その辺についてお伺いします。

それともう1点は、体育館の大規模改造ですか。2校行われるようでありますけれども、そのほかの小・中学校でまだこういった工事をやらなければならないところがあるのかどうか、お伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、今の島田委員のご質問にお答えいたします。

13ページの介護予防のケアプランの関係なんですが、当初は、実際には要支援1の方もある程度の時期が来れば、介護1のほうに上がっていくのではないかとということで、減少の部分もあるんじゃないかということで、当初の予算では人数として2,628名を予定していたんですが、今回の予定をいろいろ計算してみると3,096名、約460名ほど増える見込みになりましたので、それで補正をお願いするということであります。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、保育所費の処遇改善の部分で、従前の補助金から移行した部分があるのかというようなご質問でございますけれども、今回、国のほうで子ども・子育て支援新制度スタートということに当たりまして、その費用につきましては、保育に係る職員の適正な配置など保育の質の改善、また不足する保育士の確保対策などが検討されました。基本的には、保育士をはじめとした職員の適正配置に係る人件費については基本分、保育士確保に係る処遇の改善などにつきましては加算というような形で構成されております。

大きく変わったところでは、先ほど申し上げましたように、従前は補助金として別途算定していました保育士の賃金改善に係る処遇改善の費用が加算という形で含まれることになりました。また、そのほか所長設置加算ですとか、各種加算項目の中でも処遇改善等の加算が追加になりました。保育士の処遇改善につきましては、定期昇給分などに充てるというような形で見込んでおります。

基本加算分と従前ご質問にありました賃金改善を要件とする補助金、この部分につきましては、賃金改善を要件とする加算分という形で、公定価格の中に今回組み入れられたという形になります。ただ、賃金改善につきましては、従前と同様に、計画をあらかじめ出していた上で、実績報告に基づいて交付するというような形になります。

以上です。

○委員長（林 七巳） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 庶務課のほうからは、体育館の今後の改修予定はあるのか、どのようなになっているかというようなことに対してお答えいたします。

体育館の関係については、平成25年度に非構造部材の耐震点検結果を実施いたしました。それで、改修が必要となる建物の体育館だとか、大きな面積の武道場なんですけれども、その20棟を危険度に応じた優先順位により、平成25年度より改修の工事を実施しております。

それで、平成26年度までに4棟が完了し、今年度末、27年度末には6棟が完了となりますので、残り14棟が現在、まだ未着手という形になっております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 保育所の今回の補正につきまして、説明欄を見ますと保育所指定管理委託事業ですか、これは干潟保育所への管理委託ということだろうと思いますけれども、民間認可保育所運営費給付事業につきましては、市内5か所の保育所というようなことでありますけれども、それぞれあれでしょうか、金額が分かればお示しいただければと思いますけれども。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） お答えいたします。

今、ご質問ありました民間認可保育所運営費給付事業、先ほど申し上げましたように、管外保育委託料は市外の保育所、これは18か所になります。施設型給付費が市内の5か所の保育園、5,409万8,000円です。

予算の積算の中で見込んでおります増額分の金額につきまして、各施設ごとということで1,000円単位で申し上げます。サンライズベビーホーム2,198万4,000円、おうめい保育園1,442万6,000円、鶴巻保育園800万4,000円、ひかり保育園288万9,000円、干潟町中央保育園679万5,000円。サンライズベビーホームにつきましては、3歳未満児だけの児童をお預かりしているということで、金額の改定による影響額が大きいというようなことがございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかにありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 1点のほどちょっとお伺いしますが、寄附金で文化振興基金積立金、この会社は有限会社ブライトピックという会社ですけれども、この褒章条例で個人なら500万円が褒章条例なんですよね。と思うんですよ。もとは100万円だったけれども。そういっ

た申請とか、そういった企画を考えているのかということ。

これ、なかなか今この不景気にこれだけの浄財をやはり寄附するという人は、相当人間のできた人だし、または事業感覚というものに相当優れた人だと、私はそういうふうに思っているわけですが、そういったわけで、ただここで、市長のお礼の感謝状くらいで済むのか、それともどういったことを当局としては考えているのか、お尋ねいたします。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、お答えいたします。

今の申請ですとか、企画という部分につきましては、これから研究をしていきたいと考えております。それで、11月に市長のほうから感謝状のほうを贈呈したところでございます。以上です。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 今から考えていくということは、ちょっとね。やはり役所には役所にそれだけの企画というものがやはりなければいけないわけですよ。それと、議会でもやはり広報とかそういうもので、議会でなく旭市の広報でも、やはり一般市民に、多くの人に知っていただくということも大事でないかなと。議会報告でもこれはなかったですよ。議長、議会寄附報告。

（発言する人あり）

○委員（林 正一郎） 最後ですか、そうですか。最終報告ですか。

だからやっぱりそういったことを前向きに、やはり検討すると。もうかったから寄附するんだというようなそういった安直な考えで、事に対応してはいけないと私は思います。

それともう1点ですが、育英基金が100万円のこれ。育英基金の今のどのような推移になっているのか。人によっては、特別優秀な人は返還なしと、無償と。300万円借りても無償というような制度もあるそうですが、あとは、返還率はどうなっているのか、これも併せてお伺いしたい。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、ご質問の旭市育英基金でございますが、これは高校生、それから専門学校、短大、大学等、2種類の給付の種類ございまして、高校生については月額9,900円、大学生等につきましては月額1万4,400円ということで、これは全て貸し付

けではなく給付ということで実施をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 前には、たしか貸し付けだと思ったんですけどもね。いつごろからそういった条例を改正したのか。

それと、やはりそれでは基金というものがどんどんなくなっていっちゃうと。私も自慢するわけではございませんが、昭和62年かな、1,000万円寄附していますから、五十何年に。今から20年以上前、30年近くなりますか。だからそういったことで、その基金の使い方というものは、やはり私の基本理念を申しますと、ただはいただかないと。私もそういった自体で過ごしてきたから、成人して一人前の人間になったから1,000万円寄附した。ただ出したから私はいいじゃないと、私はそう思います。

私の孫も今、国の文科省の補助金もらって、確かに行っています。返還しなくてもいいというようなこと。だけれども、やはり基本理念というものは、ただ出したからいいということとは、私はちょっと言いかねると。それは、私は自分が寄附してあるから言えることだと。やはり血の出るようなお金だということは、あなた方も理解していただきたい。その点に対して、やはりお答え願います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、現在運営されております旭市育英基金につきまして、先ほど申し上げましたとおり給付型ということで、かねてから運用されているところで。これとは別に、合併前に旧飯岡町、海上町で、これは貸し付け型ということでございまして、合併後は給付型ということで運用させていただいております。その旧飯岡町、旭市につきましては、まだ償還されている方が何人かおりまして、それはそれで別途そういう運用をさせていただいているところでございます。

それでなお、この育英基金につきましては、基金は基金なのですが、ここ何年かは全て一般財源で手当てをさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） すみません、先ほどの答弁で少し訂正とあと追加の補足説明ということで、よろしくお願いいたします。

まず、感謝状の贈呈ですけれども、11月と言いましたけれども、10月29日でございました。訂正しておわびいたします。それと、あと先ほどの寄附金の額でございますけれども、法人の場合が1,000万円、個人の場合が500万円ということで、有限会社ブライトピックさんの場合には1,000万円ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 旧飯岡町の場合には、記念品をやったんですよ。マル飯岡という銀杯を。旭市に合併になってから、旭市はがめつくて、市長の感謝状ぼろり1枚なんですよ。私も昭和57年ころですか、社会福祉協議会のほうに旭市の関係で500万円寄附したんです。八木市長の感謝状1枚です。飯岡町はちゃんとマル飯岡と、旧飯岡町は銀杯を記念品として寄贈しているんですよ。仮に500万円寄附して、明智市長の感謝状1枚ではどうかなと。私はそこらも考えていただいたらいかがですかということを行っているわけです。分かっているの。有限会社、株式会社は500万円では駄目です、1,000万円以上です。褒章条例が変わったんです。もとは100万円で法人。今は個人が500万円、分かっている。

だから私が言うのは、明智忠直市長の名前で感謝状1枚、ぼろり1枚で500万円寄附して、この不景気の時代にやるということは大変なことですよ。もう少し課長、その寄附する人の身になって、やはり寄附する人というのは、それだけの度量とやはり世の中を広く見る目があると。まして事業に対して情熱、熱意と信念というものを持たない限り、それだけの、この不景気の時代に寄附するだけの人間にならないと、私はそう思っておりますので、あなた方ももう少し真剣になって考えていただきたい。そうすれば、1年に10人や20人、俺は出てくるんじゃないかと。だからもう少し真剣に考えてください。お願いですから、これは。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

今回補正をお願いする主な理由は、前年度の繰越金が7,593万2,000円に確定したことから、そのうちの3,324万9,000円を介護給付費準備基金へ繰り入れるとともに、平成26年度介護給

付費負担金等が確定したことにより、国・県・市からの交付金に返還分が生じたため、精算するものであります。

ここで、補正予算書の9ページをお願いいたします。

5款4項1目の介護予防ケアマネジメント事業費28万7,000円の計上でございますが、これは介護予防事業を平成28年3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するに当たり、その事務処理に必要な経費となっております。

主な内容といたしましては、従来、要支援1と2の高齢者に対しては、国・県で主導していたホームヘルプサービスとデイ・サービスの事業を、これからは旭市が主体となって実施していくということになりまして、これに基づきまして、これにかかわる利用者に対して、介護予防支援の変更契約が生じるため、その対応について早急に必要となるためのものがございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 8ページから9ページにわたっての地域支援事業費、3つ出ておりますけれども、これらにつきましては、来年3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するためのいろんな予算科目を組み替えたり、それにかかわる事業費というようなことでありますけれども、この介護予防・日常生活支援総合事業、これに移行する背景ですか、それについて伺います。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する背景について、お答えいたします。

島田委員もご承知のように、10年後の2025年には団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、介護保険サービスを利用される方々がだいぶ増えてしまうおそれがございます。そこで国においては、その抑制に向け、これからは市町村が主体となってそれぞれの地域に併せた介護予防を地域住民と関係団体を交えて総合的に行ってもらうということにいたしました。

この総合事業の開始時期につきましては、国の法律では本年の4月1日からとなっておりますが、旭市を含め大部分の市町村についてはすぐに対応できないということで、本年3月議会において、2年以内で市長が定める日の翌日からという介護保険条例の一部改正を議会

で承認いただきまして、現在に至っているところでございます。このたび、県下54市町村のうち、過半数の市町村において27年度中の移行を進めることが判明いたしましたので、それに伴いまして、旭市においても来年の3月1日から移行するというので、今回補正をお願いするものでございます。

では、今までとどのように変わっていくのかということになりますが、これについては、これまで要支援1と2の方の介護予防のうち、デイ・サービスについては国で定めた全国一律の基準があり、介護報酬も一律に確定しておりましたが、市町村が主体になることによりまして、例えばミニデイ・サービスといった短縮型のサービスも市町村が独自で創設できるということになります。また、ホームヘルプサービスにつきましても、例えば要支援者の部屋の掃除やごみ出し、これらについては、ホームヘルパーの資格がなくても実際にはできる仕事でございます。国においては、そのような基準はございませんが、今後は市町村が承認すれば、介護事業所以外のNPOやシルバー人材センターでも一部の介護事業の参入が可能となるものでございます。

国においては、そのような地域ぐるみで、最寄りの事業所も参画した中で介護予防をせよということになっておりますので、今後、それに向けて進んでいきたいと思っております。

さらに、今後ますます高齢化が上昇していくことから、高齢者サロンや認知症に関する家族の集いの場等を設け、介護予防サポーターやボランティア等の協力を得て、介護予防の推進を図るということも総合事業で決められておりますので、旭市においても、今後それに向けて進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、来年度以降こういったいろんなことが変わっていくと、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今の質疑にご答弁いたします。

来年度以降、それに向けて進んでいきますが、来年3月1日現在では、現状のサービスのままで各市町村もそのように考えております。それで、今後2年をめどに、徐々に今私が言ったような体制づくりを進めていくということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第7号について、本会議でご説明をしたとおりですので、特に
ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。
以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 七巳） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会の所管事項
について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の
起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起
立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(林 七巳) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(加瀬恭史) 社会福祉課より、1点ご報告させていただきます。

あじさい工房不正請求による詐欺事件の経過について報告いたします。

NPO法人手をつなぐ育成会の元の代表者が本年6月2日に逮捕され、6月22日に起訴されました。その後、8月11日に第1回公判が千葉地方裁判所八日市場支部にて行われ、続いて、第2回公判が9月3日に行われました。10月5日には第3回公判があり、判決が言い渡されました。判決は懲役2年4か月、実刑でありました。また、弁護側から即日控訴し、現在に至っております。

なお、損害賠償金につきましては、8月18日に249万8,883円の納付があり、このたび12月2日に弁護人を通じまして、200万円の納付がありました。

以上でございます。

○委員長(林 七巳) ほかにありませんか。

担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（林 七巳） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 七 巳